

「高等学校の多言語教育の現場における教員資格を概観する」

水口 景子 (公益財団法人国際文化フォーラム)

山下 誠 (神奈川県立麻生総合高等学校)

1. はじめに

年度末が近づくころになると、次年度に英語以外の外国語を担当する講師を探すメールがあちこちで飛び交う。勤務場所、勤務日時などとともに、必ず条件の一つに入っているのが「教員免許所有」。これが大きなネックになって、講師が見つからずに講座自体の継続や新設を断念するケースがある。

そもそも教員免許にはどんな種類があるのか。高等学校の英語以外の外国語科目を担当している教師はどんな資格をもっているのか。本分科会では、まず現行の制度を理解したうえで、どこに課題があるのかを整理する。

2. 教員免許制度の概要(文部科学省の資料より)

教育職員免許法(以下、「免許法」)第三条第一項に、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」と定められているように、教員は、免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない。いわゆる「相当免許主義」が前提となっている。

(1) 免許状の種類

免許状の種類	有効期間	有効地域	概要
普通免許状 ・専修免許状 ・一種免許状 ・二種免許状	2009年4月1日以降に授与 所要資格を得て*から10年後の年度末まで 2009年4月1日以前に授与 有効期間の定めなし ただし、更新講習受講対象者が終了確認期限までに更新講習の確認を受けなかった場合は失効	全国	教諭の免許状 所要資格を得て必要な書類を揃えて申請を行うことで授与される
特別免許状	所要資格を得てから10年後の年度末まで	授与を受けた 都道府県内	教諭の免許状 社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される
臨時免許状	3年	授与を受けた 都道府県内	助教諭の免許状 普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される

*免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態

(2) 免許主義の例外

免許状を有しなくても教壇に立つことができるケースもある。

制度の名称	概要	制度の利用方法
特別非常勤講師制度	教員免許状を有しない非常勤講師が、 教科の領域の一部 を担当することができる。	任命・雇用する者が、 あらかじめ 都道府県教育委員会に 届出 をする
免許外教科担任制度	校内の 他の教科の免許状を有する教諭等が、1年に限り 、免許外の教科を担当することができる。	校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に 申請し、許可を得る ことが必要

3. 現場が抱える課題

韓国語のように、講座を実施している学校数が中国語に次いで多いにもかかわらず、韓国語の教職課程を設置している大学は、中国語の35校に比べ、僅か6校(2022年4月1日現在、文部科学省調べ)という状況がある。また、大学卒業時に英語以外の教員免許取得できても、その許可での教員採用試験を実施する都道府県はほとんどなく、出口が限られている。

特別非常勤講師は免許を有しなくても教壇に立つことができるが、担当できるのは教科の一部であり、講座を成立させるためには、その学校の教諭の関与が必要であり、教員不足が指摘される現状では、この制度を利用できる学校は限られている。

さまざまな課題が絡みあう中で、一度にすべて解決できるという方法はなかなかみつからない。それでも、現行制度の枠組みの中で、英語以外の外国語を担当する資格をもった教員を確保している事例がある。次の分科会では、課題解決に向けての参考にしてもらうため、その具体例を紹介する。